

ネズミ捕獲器貸出要項

令和 7 年 7 月 7 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、ネズミによる被害の軽減を図ることを目的に、ネズミ捕獲器（以下、捕獲器）を試用として貸し出すことに関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 捕獲器の貸出しの対象者は、第 5 条に定める使用場所に侵入するネズミによる被害を軽減しようとする目的をもった市民又は市内に事業所を有する事業者とする。

(貸出申請)

第 3 条 捕獲器の貸出しを受けようとする者は、次の書類を環境衛生課窓口に提出して申請するものとする。

(1) ネズミ捕獲器借用申請書

(2) 市内に住所又は事業所を有することの証明書（住民票、マイナンバーカード、運転免許証、登記事項証明書等）

(3) 前項の場合において事業所の従業員等が代理で貸出しを受けようとする場合は、事業所に勤めていることの証明書（名刺、社員証等）

(貸出期間)

第 4 条 捕獲器の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して 21 日以内とする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出台数及び使用場所)

第 5 条 捕獲器の貸出台数は、1 世帯又は 1 事業者当たり 1 台とし、その使用場所は、貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の市内の所有地又は借地とする。

(貸出料)

第 6 条 捕獲器の貸出しは、無料とする。

(借受者の責務)

第 7 条 借受者は、次の各号に掲げる責務を履行しなければならない。

(1) 捕獲器を管理者の注意義務をもって管理すること（使用上の注意事項

の厳守も含む）。

- (2) 捕獲器借用申請書に記載した設置場所以外で使用しないこと。
- (3) 承認を受けた目的以外に捕獲器を使用しないこと。
- (4) 捕獲器を第三者に転貸しないこと。
- (5) 捕獲器を滅失又はき損しないこと。
- (6) 捕獲器を使用した後は、清掃後、速やかに返却すること。
- (7) 貸出し期間を厳守すること。

(返還)

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは速やかに捕獲器を市に返還しなければならない。

- (1) 捕獲器の貸出し期間が経過したとき。
- (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第7条に規定する責務を履行できないとき。

(損害賠償)

第9条 市は借受者が故意又は過失により捕獲器を破損し汚損し若しくは亡失した場合は、借受者に対してその修繕等に係る費用その他の損害賠償を求めることができる。

2 前項の賠償方法及び額は、市長が決定する。

3 捕獲器の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとし、市は一切の責を負わない。

附 則

この要項は、令和7年7月7日から施行する。